

## 四街道市シニア憩いの里運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、高齢者の生きがいがづくりの促進を図るため、地域住民等が自主的に運営し、高齢者が自由に集い交流できることを目的とする施設（以下「施設」という。）の運営に要する経費の一部に対して、補助金を交付することについて、四街道市補助金等交付規則（昭和46年4月1日四街道市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付をうけることができるものは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する個人又は市内に事業所を有し市内で活動をする団体（法人を除く）であり、市税を滞納していないもの。
- (2) 四街道市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 施設は、原則として概ね週4日以上かつ日4時間以上、日中に開放していること。
- (2) 施設は、60歳以上の高齢者が利用できるものであること。
- (3) 事業は、国、県及び当市における他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、施設の建設・購入等を目的とする補助を除き、補助の目的が異なるものはこの限りではない。
- (4) 施設使用は無料とすること。ただし、高齢者が交流を目的とした飲食費や作品を制作する材料費等の徴収はこの限りではない。
- (5) 施設運営において営利的な活動は行わないこと。ただし、寄付金や自治会からの補助金及び非営利的な活動で得た収益金等は施設運営費にあてることができる。
- (6) 市内において第1条の目的を達成できると市長が認めた事業とする。

(補助対象区域)

第4条 中学校区を一つの区域とし、原則として1中学校区1施設とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、施設に関する維持管理費及び運営費とする。なお、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、視察研修費は対象経費としない。

2 施設に関する維持管理費とは、家賃、光熱水費、通信費、修繕費とし、運営費とは、備品購入費、広報活動費、事業活動費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1中学校区につき月額30,000円を限度とし、当該月額に運営月数を乗じた額と補助対象経費のいずれか少ない額とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、シニア憩いの里運営計画書(様式第1号)(以下「計画書」という。)を提出し、その計画についてあらかじめ市と協議するものとする。

(審査)

第8条 前条の規定により計画書の提出があった時は、市は内容を審査し、予算の範囲内で適否を決定し、四街道市シニア憩いの里運営計画認定通知書(様式第2号)(以下「通知書」という)により通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条の規定により、通知書を受けた者は、市長が定める期日までに規則様式第1号の規定による交付申請書を提出しなければならない。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項に定める補助金の交付に係る市長が別に定める条件は、規則第12条に定める交付事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書を提出する時点において、交付事業者等の決算認定その他の確定手続が完了していない場合は、その完了後、速やかにその内容を証する書類を市長に提出することとする。

(支払方法)

第11条 補助金は、前条に定める補助金交付請求書を受理した日から30日以内に、4月から9月までの期間に係るものについては5月末日までに、10月から翌年3月までの期間に係るものについては11月末日までに、それぞれ概算払をするものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

3 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。